

俱知安町長 文 字 一 志

下記の者にかかる次にかかる書類を公示送達します。
 なお、これらの書類は町長が保管しており、受領権限を有する者はいつでも交付します。

[illegible]

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき上記の書類の送達があったものと見なされます。